

決議案第1号

平成29年9月8日提出

提出者 松山市議会議員 清水 宣 郎
大塚 啓 史
岡 雄 也
吉 富 健 一
松 本 博 和
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
若 江 進
猪 野 由紀久
丹生谷 利 和
森 岡 功
宇 野 浩

平成29年9月8日 原案可決

北朝鮮による6回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮による6回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する決議を次のとおり提出する。

記

北朝鮮による6回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する決議

9月3日12時29分に北朝鮮は6回目となる核実験を強行し、大陸間弾道ミサイル搭載用の水爆実験に完全に成功したと発表した。

また、8月29日早朝には、わが国の上空を通過する弾道ミサイルを発射し、北海道渡島半島及び襟裳岬上空を通過し襟裳岬の東約1,180キロメートルの太平洋上に落下したものと推定されている。

核実験は、国際社会が強く非難している最中の暴挙であり、特に昨年1月6日と今回の

核実験は、水爆実験であると主張していることは、世界で唯一の被爆国であるわが国として絶対に認められない行為である。

かさねて北朝鮮は、わが国の上空を通過する弾道ミサイルを過去に2回発射しており、今回の事前予告もないままでの弾道ミサイルの発射は、航空機や船舶等の安全確保もされず、わが国の平和と安全、並びに国民の生命と財産を脅かすものであり断じて容認することとはできない。

さらに、北朝鮮は今後も太平洋に向けた弾道ミサイルの発射を続ける方針を表明しており、わが国の上空を通過することが常態化すれば、国民や国土の安全確保の観点から極めて深刻な問題で、国民の不安は増大する一方である。

このような北朝鮮の弾道ミサイルの発射は、わが国のみならず国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となり、世界平和を願う人々への挑発であり、許しがたい暴挙である。

これまでも北朝鮮は、核開発の放棄並びに弾道ミサイル技術を使ったすべての発射を禁止する累次の国連安全保障理事会の決議や6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言を軽視し、ことごとく違反し続けてきた。

このように、他国の主権や国際社会の平和と安全を著しく損なう行為を強く非難し、手前勝手な愚挙を際限なく繰り返す北朝鮮に対して厳重に抗議するものである。

よって、本市議会は東アジアの平和と安全、ひいては世界の恒久平和を願い、わが国が北朝鮮に対し、断固たる厳しい措置をとるなど毅然とした態度で臨み、核実験や弾道ミサイルなどの発射を繰り返されることのないよう、早急な解決に向けた実効性のある措置を講じることを強く求める。

以上のとおり決議する。